

第 32 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 10 月 6 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 33 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】**（9 人）
2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、5 番 濱口佳史、
7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、13 番 ハジィフ泉、
14 番 吉尾好市
【推進委員】（6 人）
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫
（事務局：事務局長 川村雅志、書記 藤本英）
4. 欠席委員 **【農業委員】**（4 人）1 番 小谷健児、10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、
12 番 福留康弘、
【推進委員】（1 人）7 番 福井正一
5. 議事日程
 - （1）出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - （2）各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（1 件）
議案第 2 号 非農地証明願について 1 件）
議案第 3 号 形状変更に関する届出の報告について（1 件）
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

（3）その他の討議・報告事項について

○その他

議 長 それでは、時間も来ましたし、予定の人員もそろいましたので、今から始めたいと思います。また、この間の農地パトロール等、いろいろとお疲れさまでございました。また、女性委員の皆さんほか、福留委員はじめコスモスの撒くときにはいろいろお世話になりました。台風の心配をしておりましたが、うまいこと東の方にそれてくれまして、大変喜んでおるところでございます。まだまだ昼間は暑いですので、十分に気を付けていただきたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

今日の欠席者、小谷委員、それから山中委員、敷地委員と酒井委員、それに福井委員、5人が欠席ということでございますが、会としては成立をしております。

それで、今日の議事録署名人は、小谷委員の予定でしたがちょっと欠席ということで、野坂委員と泉委員にお願いをしたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、議案第1号が私本人の議案でございます、職務代行者である伊芸委員にちょっと議長の方を交代していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

それでは伊芸委員、お願いします。

議長代理 それでは、審議に移りたいと思います。

会長にかかわる案件でありますので、私の方より進めたいと思います。

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局より説明をさせていただきます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。

1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町田野浦字家ノ前1793番22、畑713平米。理由としましては、所有権の移転・売買となっております。

2ページからをご覧ください。航空写真となります。場所が、田野浦の花弁（かき）団地のほぼ一番上の方まで上がった辺りとなります。

3ページをお願いします。こちらがゼンリンの図面となっております。

4ページが拡大の航空写真となっております。3連棟あるものの1筆ということになっています。

もともとこちらが、譲受人さんが長年耕作を、借りて利用権を設定して耕作されていたということで、今回その譲渡を受けるということのようです。

5ページが公図となっております。

6ページが現況写真となっております。こちらのハウス3連棟が、その1筆となっております。

7ページが第3条調書となっております。こちら、読み上げさせていただきます。

まず、譲受人、〇〇〇〇さん、譲渡人、〇〇〇〇さんとなっております。

第1号の全部効率利用つきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者として、ご本人と奥さまがいらっしゃいます。

所有機械として、トラクター1台、軽トラ1台、管理機2台、動力噴霧器2

台となっております。

第 2 号、農業生産法人以外の法人につきましては、適用はありません。

第 3 号の信託につきましても、適用はありません。

第 4 号、農作業の常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間 250 日の農作業従事日数となっております。

第 5 号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超えています。今回の取得分を含めて 1 万 2,545 平米となっております。

第 6 号、転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

第 7 号、地域調和につきましては、所有権移転後は引き続き花・野菜の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局からは以上です。

議長代理

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんもないようですが、調査書を見る限り別段異議はないと思います。この件につきまして質疑のある方。

(質疑等なし)

ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

多数です。承認されました。ありがとうございます。

議長 伊芸委員、ありがとうございました。それでは、議案第 2 号に入りたいと思います。議案第 2 号、非農地証明願について 1 件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、また 1 ページをお願いします。非農地証明願、番号 1 番、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町田野浦字家ノ後山 2354 番 1、畑 128 平米。

願出理由としまして、平成 3 年に耕作放棄し、平成 8 に原野となり、現在に至るとのことです。8 ページからをご覧ください。

こちら、航空写真となっております。田の口から田野浦の方に行く県道沿いの所になりまして、今、〇〇〇〇さんのお家があるところの隣になります。

9 ページがゼンリンの地図となっております。

10 ページが拡大の航空写真となっております。ちょっとこの写真には〇〇〇〇さん

が写っていないんですけど、ちょっと写真が古くて、まだこのようになっています。
11 ページが公図となっています。12 ページが現況写真となっております。
では、事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明が終わりました。担当委員の方が私でございまして、この土地も見てまいりました。話を聞きましたところ、この地権者の関係ですが、もう作る意思もないし非農地として認めてほしいというようなことで。
自分も見てまいりましたが、現在、セイタカアワダチソウがいっぱい立っております、そんなに広い所でもございませぬ。うちのあれでは「トリウチバ」といって、あの曲がり角の〇〇〇〇が家建ててる所のちょうど端でございまして、畑としてはもう全然作らないので非農地として認めて良いのではないかと、自分では思っております。何か、この件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。

〇〇委員 この航空写真ですよ、〇〇〇〇が建築前の状況ですが、航空写真というのは12、3年前の写真ですが、新しい写真というのはまだないのですか？

事務局 そうですね、書いておるとおりこれは平成22年の撮影ということで、なかなかこの航空写真の整備というのが大変なことのようで、これを今全般で使っている航空写真がもうこれを使っていて、新しくこれを業者さんに依頼して更新していかなければいけないんですけど、まだちょっとできてないという状況です。すみません。

〇〇委員 ありがとうございます。分からないところではないんですけど。

議 長 ほかに何かありませんかね。いいですかね。
(質疑等なし)

それでは、この非農地証明願につきまして承認をされます方、挙手願います。
挙手全員です。農地証明願につきまして、承認をされました。

続きまして、議案第3号、形状変更に関する届出の報告についてということで1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1ページをご覧ください。形状変更届、番号1、届出人、〇〇〇〇さん。
願出地としまして、黒潮町入野字川窪2615番1、田625平米のうち180平米です。
届出理由としまして、かさ上げて畑として利用したいためとのことです。
13ページからをご覧ください。
こちら、航空写真となっております。コーナンからやや東の方に行って、〇〇〇

○さんという方のお宅の裏手にある畑となります。

14 ページがゼンリンの地図となっています。

こちら、田んぼになっている所、これが 1 筆なんですけれども、この中のうち赤い線で囲っている所、そのみの形状変更となります。

15 ページが拡大の航空写真です。続きまして、16 ページが公図となっております。続きまして、17 ページが平面図と断面図になっています。

平面図については、こちらに書いている面積を埋め立てます。

断面図の方ですが、高さが約 1m を埋め立てで、のり勾配を 45 度の角度で埋め立てをしたいということのようです。

続きまして、18・19 ページが現況写真となっています。ちょっと、写真は全てに収まらなかったのが 2 枚に分けさせてもらいました。○○○○さんのお宅から、埋め立てる方向に向けて撮った写真となります。こちらですが、農用地の区域外となっております、利用権の設定もありません。

では、事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で何か。

○○委員 ○○○○さん、前の土曜日に会ってきました、○○○○さんは仕事があって、土曜日と日曜日しかいないので、で、少し畑の面積が狭いかなと思ったので聞いたんですが、家庭菜園ぐらいのもので考えているとのことです。
以上です。

議 長 今、○○委員の方から、家庭菜園的なものをお願いということでございますが。何か、この件につきまして質疑ありませんか。

○○委員 この 15 ページの写真を見る限り、畑へ向いて道路がある？

議 長 これは国道？

事務局 それは旧国道ですね。

議 長 そしたら、これは○○○○？

事務局 そうです。

議 長 そしたら、もうちょっと早咲へ寄った方やね。

事務局 そうですね。ここに道路があるということですね、田んぼに下りていく。

議長 ああ、そうか。もう田としては作ってないね？

事務局 作ってないですね。

議長 これは、625 平米のうちの 180 平米を埋め立てるということ？

事務局 そうですね。

議長 あとの土地は、その田んぼとして置いておくということ？

事務局 そこは、もう置いておくと言っています。

議長 分かりましたかね。いいですかね。ほかに何か、この件につきまして質疑ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、この形状変更届の願いにつきまして承認をされます方は、挙手願います。

挙手全員です。

議案第 3 号、形状変更届につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、お配りしております議案第 4 号の冊子をご覧ください。

まず、1 ページからご説明させていただきます。

議案第 4 号、農用地利用集積計画です。

まず、整理ナンバー 3-80 (佐賀 3-29)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇となっております。

こちらにつきましては、2 カ月前、市野瀬の圃場 (ほじょう) 整備事業で田んぼを基盤整備する際に中間管理機構が借り受けて、それで事業に当たるということで、大規模なそういった利用権の設計をこちらでご確認させてもらったものの、その残りの一つとなります。

ちょっと相続人さんとの調整が今回少し遅れて、こちらの方のみ今回、議題に挙げさせていただいています。

こちらですが、全部で6筆となっております、合計2,384平米となっております。

こちらにつきましても令和5年度からの工事施工による、市野瀬地区圃場（ほじょう）整備区域内の農地であり、個人と〇〇〇〇との間で20年間の農地中間管理権、利用権を設定するものです。

借賃につきましては、工事着手から工事完了後の耕作者が決まるまでの間は無償とします。また、内容についても工事完了後の耕作者が決まったときに決定することになるので、再度農地中間管理権の変更契約を行うとしております。

それでは続きまして、2ページの方をご説明します。

整理ナンバー3-81（佐賀3-30）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇となっております。

設定期間につきましては、令和3年10月7日から令和8年10月6日までとなっております。

そして、こちらにつきましても2筆とも使用貸借となっております。

続きまして、3-82（大方3-52）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇となっております。

設定期間としまして、令和3年10月7日から令和13年10月6日までとなっております。

こちらにつきましても、10a当たりの借賃、〇〇〇〇となっております。

これらの3-81（佐賀3-30）は、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後、〇〇〇〇と利用権を設定することとします。

3-82（大方3-52）は、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後、〇〇〇〇と利用権を設定することとします。

続きまして、3ページをお願いします。

ここからは中間管理機構ではなく、個人同士の利用権の設定となります。

まず、整理ナンバー3-83（大方3-53）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さんです。

設定期間としまして、令和3年10月7日から令和13年10月6日まで、2筆となっております。

10a当たりの借賃が〇〇〇〇です。

続きまして、整理ナンバー3-84（大方3-54）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇さんです。

設定期間、令和3年10月7日から令和13年10月6日となっております。

借賃につきましても同様に、10a当たり〇〇〇〇です。

続きまして、3-85（大方3-55）、貸付人、〇〇〇〇さん。

設定期間、令和3年10月7日から令和8年10月6日までとなっております。

10 a 当たりの借賃につきましては〇〇〇〇となっております。

続きまして、3-86 (大方 3-56)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さんです。

設定期間が、令和 3 年 10 月 7 日から令和 8 年 10 月 6 日までとなっております。

10 a 当たりの借賃が〇〇〇〇となっております。

続きまして、3-87 (大方 3-57)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇さんです。

設定期間、令和 3 年 10 月 7 日から令和 8 年 10 月 6 日までとなっており、10 a 当たり〇〇〇〇となっております。

続きまして、3-88 (大方 3-58)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間としまして、令和 3 年 10 月 7 日から令和 8 年 6 月 1 日までとなっております。

10 a 当たりの借賃としまして〇〇〇〇ということですが。

続きまして、3-88 (大方 3-58)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間としまして、令和 3 年 10 月 7 日から令和 8 年 6 月 1 日までとなっております。

10 a 当たりの借賃としまして〇〇〇〇ということですが。

続きまして、3-89 (大方 3-59)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇さんです。

設定期間が、令和 3 年 10 月 7 日から令和 8 年 5 月 31 日までとなっており、10 a 当たりの借賃、〇〇〇〇となっております。

続きまして、3-90 (大方 3-60)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間、令和 3 年 10 月 7 日から令和 8 年 10 月 6 日までとなっており、10 a 当たりの借賃が〇〇〇〇となっております。

4 ページとなります。

3-91 (大方 3-61)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間、令和 3 年 10 月 7 日から令和 7 年 6 月 6 日までとなっており、10 a 当たりの借賃が〇〇〇〇となっております。

続きまして、3-92 (大方 3-62)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇さんとなっております。

設定期間、令和 3 年 10 月 7 日から令和 7 年 6 月 6 日までとなっており、こちらが使用貸借となっております。

設定としましてはこれで全てで、合計で今回が 2 万 828 平米の利用権の設定となります。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。何か、これに目を通していただきまして、質疑・質問あれば挙手願います。

〇〇委員 同じラッキョウを作っていて、片一方はで〇〇〇〇で、それで〇〇〇〇さんの方は〇〇〇〇かこれ。えらい単価が違うが。倍もはしないと思うけど。

事務局 この、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのとこですね。これは、本人同士がこれでいいと言えよ。

〇〇委員 かなりの差があるけど、条件の違いでしょうかね？

議 長 この言うたら利用料については、もう本人同士よね。本人はこれでいいと言えよ。

〇〇委員 この面積、〇〇〇〇さんはゼロになってる。

事務局 農業委員会を通して利用権設定している農地の面積になります。

議 長 利用権の設定をしてないということ？

事務局 そうですね。

議 長 ほかに、何か質疑はありませんかね。
ないですかね。
(質疑等なし)
ないようでしたら、承認を受けたいと思います。
この利用権の設定につきまして承認をされます方、挙手願います。
挙手全員です。
議案第4号議案につきましても、承認をされました。
ほかに事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 事務局より下記について報告説明。

1. 農地パトロールの進捗状況について
2. コスモスの種まきについて完了報告

(午後2時33分終了)